

徳島県告示第十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年一月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	所在地	名称	所在地	種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
株式会社みやび	徳島市八万町下福万一五七番地	ヘルパーステーションおりいぶ	徳島市八万町下福万一五七番地	訪問介護	令和五年十二月十三日	令和五年十一月三十日
医療法人照陽会	阿波市阿波町元町一四番地	笠井病院訪問リハビリ事業所	阿波市阿波町元町一四番地	訪問リハビリテーション	同 十月二十日	同
社会福祉法人白寿会	徳島市住吉四丁目一番一〇号	白寿会西部デイサービスセンター	徳島市不動西町三丁目一九七番一号	通所介護	同 三十一日	同
株式会社メディス	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目一五番地一	メディス徳島ケアセンター	同 勝占町惣田一五三	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売	同 二十六日	同